

## 菖蒲コミュニティセンターを ご利用ください

菖蒲総合支所の4階に併設している菖蒲コミュニティセンターの市民の皆さんへの利用ができるようになりました。

「公共施設予約サービス」については、平成24年1月16日(月)から利用できます。

### 利用方法

菖蒲総合支所市民税務課の窓口で平日の8時30分から17時までに申請書を提出し、使用料の支払いをしてください。

なお、平成24年1月16日(月)以降に「公共施設予約サービス」で予約された方も、平日の8時30分から17時までに申請書の提出・使用料の支払いが必要です。

### 施設利用の予約可能期間

利用日の属する月の3か月前の初日から利用日の前日まで

### 貸し出し施設と使用料

貸し出し対象	使用料
	9時～22時（1時間あたり）
第1集会室	200円
第2集会室	100円
第3集会室	100円
第5集会室	200円
ボランティアビューロー	200円

休館日 年末年始（12月28日～1月4日）

問合せ 菖蒲総合支所市民税務課（内線111）

## 菖蒲地区の都市計画税に関する お知らせ

久喜市の都市計画税の税率は0.2%と規定されていますが、合併特例法の適用により不均一課税となっており、菖蒲地区（旧菖蒲町）についての税率は、平成23年度まで0%、平成24年度は、0.1%、平成25年度からは、他地区と同じく0.2%となります。

菖蒲地区の市街化区域内に土地、家屋を所有する方には平成24年度から都市計画税が賦課されます。

### 都市計画税とは

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用にあてるために、目的税として課税されるものです。

### 課税対象

1月1日現在、市街化区域内に所在する土地および家屋 ※償却資産は対象になりません。

※対象区域の詳細はお問い合わせください。

### 都市計画税の算出方法

税額＝都市計画税の課税標準額×税率

### 久喜市の都市計画税税率

地区	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度以降
菖蒲地区	0%	0%	0.1%	0.2%
上記以外の地区	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%

### 納税方法

固定資産税と合わせて納税していただきます。納税通知書も固定資産税と一緒に付いています。

問合せ 資産税課資産税係（内線2723）／菖蒲総合支所市民税務課（内線133）

鷺宮地区  
で  
開催!!

# きょうの出前市長室

皆さんのご意見を市長が直接伺います

鷺宮地区で活動している市民団体の皆さん、市長と日ごろの活動や市政についての考えなどを意見交換してみませんか。魅力ある個性輝くまちづくりを市民の皆さんと協働で実現するためにも、気兼ねなく皆さんのご意見や率直な思いをお聴かせください。

問合せ 広報広聴課広報広聴係（内線5911）

日時 平成24年1月27日(金)

14時～15時30分

場所 鷺宮総合支所

テーマ 市政や市民活動に関すること

応募要件 主に鷺宮地区で活動する市民団体またはグループ

募集団体数 2団体

※1団体当たり、参加者数は5人程度、対話時間は約30分です。

応募期限 12月26日(月)

応募方法 次の①～⑤について記入の上、⑥の資料等を添えて、広報広聴課

広報広聴係（〒346-8501 所在地記入不要 内線5911 / FAX 22・

1118 / Eメール koho@city.kuki.

city.kuki.）へ

①団体・グループの名称

②代表者の氏名・住所・電話番号

③主な活動内容

④参加人数

⑤対話・懇談したいテーマ（できる限り具体的に）

⑥活動内容が分かるチラシ、総会資料など

## 久喜市東日本大震災被災者支援基金

～南栗橋地区の液状化など

市内で被災された方々のために～

寄附金総額 9,905,949円（10月31日現在）

ご厚意ありがとうございます

寄附をいただいた次の方々に感謝状をお贈りしました。

（敬称略・順不同／10月1日～31日受領）

### 感謝状

【11万7,000円】匿名（久喜市在住）  
【34万6,919円】久喜市スポーツ少年団本部

問合せ 企画政策課企画政策係（内線2282）